



K120.1

30.1

4

内藤元叟謹述

高等科用

# 小修彌訛

卷之四

版權所有

集英堂藏板

## 勅 諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ  
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ德  
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我國  
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民  
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉  
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ  
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ  
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義  
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼ス一シ是  
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラヌ又以テ  
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民  
ノ俱ニ遵守ス一キ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ  
中外ニ施シテ惇ラス朕爾臣民ト俱ニ拳ニ服膺シナ  
咸其德タニセシコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名　御璽

小修身訓卷之四

高等科

内藤恥叟



第一章 忠孝  
第一節

○人の幸福は、父母の健康・無事なるを第一とすべし。

○孝行は父母の世よある中に盡すべし。  
父母亡くなり給ひては、如何程思ふとも、甲斐なきものなり。

○我が身の成長するまゝに、父母の老いぬることを思へ。

○父母なき後は、年ごとの祭りは更<sup>さら</sup>なり、月ごとの祭りを怠らず、時々其の墓に詣でゝ、身の恩を謝をべし。

## 第二節

○人たるもののは、國家の常より安泰にして、國威のますく大ならんことを願ふべし。

○常に忠勇にして、國憲を重んじ、國法より遵



ひ、公益を圖るは、人の本分なり。

○人々・此の心掛を以て、世を渡らば、國家は常に安泰にして、帝室は常に固かるべし。世に忠臣といへるも、かゝる人々より外ならず。

○故に、國に忠良の民・多ければ、國勢これが爲めに強盛なり。

### 第三節

○人たるもののは、忠と孝とを本として、萬の

道を行ふべきものなれば、忠孝の二つを最も人道の肝要とする。

○君小事へて忠ならんよも、父母に事へて孝ならんにも、其の身・健かならでは叶ひがたし。故に、其の身を大切にすべし。

○忠義の爲めに、身命を抛つは、即ち父母に孝なる所以なり。

### 第二章 友愛

#### 第一節

○兄弟・相和ぐは、忠孝の一端なり。兄弟・和がざれば、其の父母・悦ぶべからず。父子・兄弟の間、既に隔意ある時は、如何んぞ・よく皇室に忠なるを得んや。

○父母の心は、兄弟の中・睦しきを悦ぶものなり。父母に孝ならんと思はゞかりとめよも相争ふべからず。

○兄弟中・睦しくて、常に先祖・父母の厚恩を思へば、との家ますく榮ゆ。若し此の厚

恩を思はずして、互に相争ふ時は、先祖・父母の遺産も、忽ち滅ぶるに至るべし。

第二節

○兄たるもののは、弟妹を愛すること、さなぐら子の如くすべし。弟妹は、兄を敬ふこと、亦父の如くすべし。

○此くの如くして、互に親しめば、友愛の情おのづから溢れて、父母の心も安らかなるべし。

○世よは、兄を誹り弟を謗りて、互に怨み罵るものあり。これ豈に忠孝を重んずる人の行ひならんや。

### 第三章 信義

#### 第一節

○諫争は、信義の最も厚きものなり。

○我が美を譽め、我が功を揚げらるゝは、心より快よく、惡を露はし、過ちを責めらるゝは、意に逆ふものなり。然るに、これを意とせ

ず、面を犯して諫むるは、信義の厚きものにあらざれば能はず。

○こゝをもて、古の賢君は、「諫争の難きは、戰場の一番槍より難」とのたまへり。

○故に人を諫むる者は、信義に加ふるに、和愛と禮敬とを以てせよ。これ諫めを納まるの道なり。

○人に諫めらるゝことあらば、我が意に逆

#### 第二節

らふ事をもつゝ、みてこれを聽きあつくこれを拜謝すべし。かりうめにも怒り争ふべからず。

○其の言ふところ道理あらば、速かにこれに従ふべし。若く又不理ならば、先づ其の厚意を謝し、退きてよくこれを思ふべし。

○我れを諫むるものある時、或は怒り、或は逆ふことあれば、其の人は言ふに及ばず、他の人もこれに懲りて、再び我が非を正すも

のなゐるべし。

○古人これを評して、「病にかゝりて、醫を忌むが如」といへり。

○古語に曰く、「良藥は口に苦けれども、病に利あり。忠言は耳に逆へども、行ひに利あり。」と。苟くも朋友の信義を思ふものは、忠言を聞きては、かりにも怒ることあるべからず。

#### 第四章 誠實

第一節

卷之四

集部堂解説

○誠實なる人は、己れの誠をつくして、人の誠ならぬを咎めず。

○誠實ならぬ人は、己れの誠を盡さずして、人を疑ふが故に、人も亦これを疑ふ。

○故に世人の信用を得んと思はゞ、其の心を誠實にして、人の誠ならぬを咎めず、又人を疑ふの念なく、其の行ひを慎みて、陰日向あるべからず。

○誠實を以て得たる信用は、石よりも堅し。石は碎くべけれども、誠實の信用は碎くべからず。

第二節

○人を苦しめて、己れが爲めにせんとするものは、誠實なきの甚ど一き人にて、其の心強盜に同ドかるべし。

○人を苦しめて、己れを富ますを、不義の富みといふ。

○誠實なる人は、不義の富みをもとむることなし。

○孔子の曰く、「不義にして富み且つ貴きは、我れに於て浮雲の如」と。

### 第三節

○誠實にして公平ある人は、ひたすら國の利益をはかりて、我が私の利益を思はず。

○誠實にして仁慈なる人は、ひとへに他人の窮乏をあはきみて、我が私の恩を賣るこ

陸奥の人京に上り  
ける時東海道原驛  
の宿屋にて金五十両  
を置き忘れたら然  
る此の家の下婢  
其金を取り置きて  
後年其の主の再び此  
の驛を通りける時  
返しを人々誰も  
か正直にあらまほ



となし。

○誠實にして剛毅なる人は、よく人の急難に趨きて、身の不利をもかへります。

○此れ等の尊き行ひは、皆・誠實の人にして、始めて能くすべし。

○故に、誠實なる人は、國の寶なり。

### 第五章 禮敬

#### 第一節

○禮敬の要は、先づ我が身を敬ふに在り。

○我が身を敬ふとは、常に我が身を重んじて、言語を正しくし、行儀を正しくし、志しを正しくするをいふなり。

○言語正しく、行儀正しく、志し正しからんには、其の身の品格、おのづから高かるべし。  
○古語に曰く、「君子は、敬はざることなし。身を敬ふを大なり」とす。又曰く、「自ら敬へば、人もまと我れを敬ふ。自ら侮れば、人もまた我れを侮る」と。此の語の意味を善

く味ふべし。

第二節

○人に尊敬せらるゝ身となれば、いよ／＼衆人を尊敬すべし。

○人を先よし、我れを後にし、人の名譽を稱し、我が功勞にほこること勿れ。

○君子は、驕らず侮らず、富み且つ貴きに至れば、益々謙讓の道を重んずるものなり。

○稻の穂の善く實りて、豊かに垂るゝさま

を見ば、我が身分の高き程、ます／＼人よ下るべきを悟るべし。

第三節

○國に功勞ある人は、古今の別なく敬ふべし。

○我ガ國の神社は、概ね國小功勞ありし人々を、崇め祠れる。ところなれば、必ず常に之を禮拜せよ。

○國の祭日・祝日は更なり、すべて國家の吉

凶に關する禮典を善く守るべし。

○禮敬は、啻小内國・臣民の間に止らず。異國の人々對しても、宜しきに從ひて、我が國民の禮儀ある事を示し、其の體面を全うすべし。

## 第六章 謹慎

### 第一節

○人は常々油斷すべからず。明日せんと思へる事は、今日より支度せよ。今日すべふとも、何が及ばん。

○何事も隙なる時に用意せば、善く整ふものなれど、隙なる時に怠りて、事を誤ることが多い。油斷は實に大敵なり。片時も油斷すべからず。これを平生の慎みといふ。

○人は才智の足らざるを憂ふべし。これ

### 第二節

を憂へて、人に求むきば、才智・日に長じて、人に侮らるゝことなし。

○我が身、才智・餘りありと心得て、人に誇るときは、却て人に侮らるゝのみならず、遂小は其の身より奇禍を招くことあり。誠の才あり智あるものは、こきを衒はず、こきに誇らず、善く慎みて、うの身を保つものなり。

### 第三節

○人には、富む時あり、貧き時ありて、榮枯

得失・常ならぬものなり。心・静かに覺悟して、身を慎み、業を勤めば、却て永く榮ゆべし。  
○人は、常に身の分限を守るべし。なまどいに、人の榮達を羨みて、不義の富みを得んとすきば、却てその身を亡ぼすものなり。  
○また常に奢りを禁むべし。奢りの心・一たび増長すれば、いか程の身代なども、忽ち小傾くものなり。

### 第七章 和順

## 第一節

○夫は外をつとめ、婦は内を治むるものなり。故に、婦は早く起き、おろく寝ね、家事に心を用ひて、儉約を専らとし、舅・姑につかへて、子供を教へ導き、下人をあはれむべし。これ皆・婦たるもの、務めなり。

○これ小引き替へて、朝寐を好み、髪けはひに日を暮らし、物見遊山に、惜むべき金錢を費やして、家事に心をとゞめず、我<sup>レ</sup>遊びに和合すべけんや。

夜をふかして、下人の難儀をかへりみざるなど、皆・婦たるもの、務めを知らざるものなり。かくの如き時は、夫婦の間、いかんが和合すべけんや。

## 第二節

○女子は何事もよく和へめにすべし。己れの知りたる事も、夫<sup>レ</sup>先どちて、物知り顔に取りまかなかは、女子の道にあらず。  
○「牝雞の晨するは、家の亂」といふ事あり。

これ女子の出過ぎたるは、うの家・亂るとの意なり。

○此の旨を悟りて、常より夫に仕へ、よく家内の事より心を附くべし。

### 第三節

○世には、善事を爲さんとするも、婦の爲めに妨げられて、果さぬ者多し。

○婦たるもののは、夫の志へをたすけて、善事を爲さしめ、家事の爲めに、心を亂さぬやう

務むべし。

○夫婦は、同體の如し。夫の名譽は、婦の名譽より。夫の耻辱は、婦の耻辱たることを知るべし。

○夫を助けて、其の志へを全うせしむるを、内助の功といふ。内助は、婦の最も譽れある行ひなり。

### 第八章 勸勉

#### 第一節

○一事をなし、一業を修むるにも、先づ志しを立つるを要す。

○其の志しを立つるには、極めて勇猛なるべし。決して懦弱あるべからず。

○懦弱なれば撓みやすい。撓めば挫折す。挫折すれば、其の功なくして、初めより志しを立てざるに如かず。

○古語よ曰く、「断だんじて行へば、鬼神もこきを避く」と。志しを立つること勇猛小して、業

新井白石先生若  
き時貧甚一人或  
ハ小技こぎを修みて  
食を得んことを勧  
むれども從従らず  
河村瑞軒の家いえ  
就きて其の藏書  
を借覽かりらん—刻苦勉  
勵年を重ね一れば  
終よ一世の大儒だいじゆ  
となり



を爲すに勤勉ならば、事とて成らざるはない。

## 第二節

○既に志へを立てば、如何なる事ありとも撓まず、善く其の事を遂ぐべし。半途にて、其の業を廢するは、氣力なきものゝする事なり。

○うの氣力・乏しくしてかゝる事の常となる時は、生涯一事業も成就することなし。

## 第三節

○古人曰く、「勤むきば聖となり、勤めざれば愚となる」と。聖と愚との間、其の相距る遠けれども、其の差は、只勤惰の二つよりあかるゝ所なり。

○古の大事をなすものは、皆其の志へを固くし、との業を専らに勤めざるはない。

○「舜・何人ぢや、吾れ何人ぢや」とは、孟子の人を勵ましたる言葉なり。志へある者は、常

に此の心を以て心とせよ。否らざれば、生涯・成す事もなくして果てぬべし。

## 第九章 儉約

### 第一節

○人の欲には限りなし。飢ゑたる時は、食を擇まず、既に飽けば、甘旨を思ふ。その心、增長すれば、漸く奢りを爲して、山海の珍味も、猶ほ旨いとせざるべし。

○勞れ寒えり時は、あばらやに、破れたる衣

をも悦ぶべけきと、其の身安くなりては、錦の衣・玉の臺うわと雖も、猶ほ其の意に満てりとすまじ。

○儉約は、此の奢りの心を押へて、萬一の災に備へ、一家の安樂を圖らんが爲めなり。

### 第二節

○萬一の災難に備へ、一家の安樂を圖らんには、己れの欲を小ならむべし。

○日よ十圓の所得ありとも、費やす所・之れ

よ過ぎば、出入・相償ふべからず。日に一圓の所得なりとも、其の半なはを費やして、事を済せば、餘財・家よみちて、後には安樂の身となるべし。

○故よ曰く、儉約の要は、産業を大にするに非ずして、求むる所を小に見るにありと。

第三節

○古人曰く、「人情・奢り小入るは易く、儉よ入るは難」と。

○惡衣・惡食より、美衣・美食よ移るは、快きものなれども、美衣・美食より、惡衣・惡食に移るは、極めて苦しきものなり。

○一旦・儉約の美をやぶりて、奢侈の惡よ染む時は、再び其の始めに返らんこと、極めて難し。慎みても、猶ほ慎むべきは儉の道なり。憎みても、猶ほ憎むべきも、奢りの心なり。

第十章 仁慈

## 第一節

○富貴の人、いさゝかの費元を省き、これを飢寒の人に施こさば、其の仁慈・極めて大なるべし。

○世の富貴の人を見るよ、動もすれば無用の遊戯に、萬金を費やすことあり。貧賤の生計・難きを知らば、少しくこれに施すべし。是れまた人の務めなり。

## 第二節

○仁慈とは、只金錢を施すをのみ・いふにはあらず。身・健かるる者は、力を以て人を助け、病者を扶助するが如きも、亦仁慈なり。

○殊に水火・震災の時、溺るゝを救ひ、焼くるを防ぎ、壓されたるを扶くるなど、また大なる仁慈なり。

○古語に曰く、「仁を欲すれば、こゝに仁到る」と。人・苟くも人の爲めに利あらんなどをねぐはゞ、其の身・即ち仁者なり。

## 第三節

○身を棄て、仁を成すは、仁の至極せるものなり。

○假へば、外敵の來たる時、奮闘して身を顧みず、君の爲め、國の爲めに、死して悔いざるなむ是れなり。

○古語に曰く、「志士・仁人は、生を求めて仁を害すること無く、身を殺して仁を成すこと有り」とは、これを謂ふあり。

## 第十一章 公益

## 第一節

○國の公益を圖らんには、忠孝を旨として、よく學問すべし。

○學問あくして、偏に公益を圖らんとする時は、動もすれば、條理に背き、却て國の大害となる事あり。

○事を起して、公衆の爲めにせんと思はゞ、ちゞに思ひをめぐらし、事の條理よ背のざ

らんやう心掛くべし。

第二節

○世よは、外人と交はるに、相當の禮を以てせず、はしこなく罵り、果ては漫りに輕侮するものあり。又甚だ卑屈にして、國の品格を辱へむる者あり。いづれも條理に背くものなり。

○其の心、國の爲めに謀るも、却て國の爲めに害となるのみならず、之れが爲めに公益

を損ド、國の利を失ふ事あり。これ學問なき所以なり。

○誠に國の爲めを思はゞ、我が行ひを正しくし、品格を高尚・優美にして、外人に對しても、禮儀ありて卑屈ならず、我ガ國の光りを増し、海外の景慕を起さしめん事をもかるべし。

○公益の事業を起さんとせば、よく忍耐の

第三節

志一を勵まし、いかなる艱難に當りても、中途にて止むべからず。若一一代にして成りがたきは、おれを子孫にのこして、成功を謀るべし。

○子孫たるもの、よく父祖の志一を繼ぎて、その業を大成するに、只に孝道の美なるのみにあらず。國に對一忠節にして、うの功最も大なるべし。

○會を立て、社を結び、公益を圖らんとせば、

ひろく衆人の言をきゝ、我の德器を大にして、衆人と共心力を戮すべし。

○世小は、公益を名として、ひうかに私利を營むものあり。遂に公利・公益を害して、我が身を破るに至る。返すべくも、是れらの行ひあるべからず。

○公益は、世の爲めにする、忠孝の志一厚きより成る。もし忠孝を以て、本とせざるも

第四節

のは、うの事・成就する事あるべからず。

○古より、一事を開き、一業を成し、公衆の便益を起し、名を後世よ傳ふる者は、皆忠孝に本づかざるはなし。

○されば、大名を後の世に耀かし、國家の公益を開かんとせば、宜しく忠孝の旨を辨へ、何事をなすにも、國の爲め、世の爲めにして、先祖・父母の恩に報ゆる事を忘るべからず。

## 第十二章 國體

### 第一節

○我が國は、開闢以來、君臣の分、一たび定まりてより、萬世・一系の 皇統・連綿として相承け、今日に至るまで、曾て渝ることなく、代々の 天皇は、皆 皇祖の遺訓に循ひて、此の國を知ろしめし給へり。

○世に治亂なきにあらず、時に盛衰なきにあらずと雖も、上下の名分・正しくして、忠孝の道・明かに、皇室は儼然として動きなく、

天地と共に窮りなし。是れ我づ國體の世界に冠たる所以なり。

○世界・萬國、何れのところに至るも、萬世一系の皇統なく、古今無二の臣民なし。此の皇統と此の臣民とあるは、只、獨り我が日本のみ。

## 第二節

○我が天皇は、代々・民を安んじ、民を利するを以て、大御心となし給へり。國民の祖先以來、皇室に忠なる心は、萬古不易にして、うの皇室を奉戴せること、三千年の間、幾んど一日の如し。

○勅諭に曰く、「我づ皇祖・皇宗・國を肇むること、宏遠に、徳を樹つること、深厚なり。我が臣民、克く忠に、克く孝に、億兆心を一にして、世々厥の美を濟せるは、此れ我づ國體の精華にて、教育の淵源・亦實に此よ存す」と。

中臣鎌足蘇我  
入鹿の專横を  
怒り中大兄皇  
子とはかうて朝  
廷よりこれを  
誅すそれより  
皇室の尊嚴い  
よへに復せし



○我が國民たるもの、宜しく勅諭の御趣旨を體認し、克く忠小、克く孝よ、益、我が國體の精華を、發揮せずばあるべからず。

### 第十三章 國民の務め

#### 第一節

○我が國體あれば、従ひて國憲あり。我が人民あれば、従ひて法律あり。共に國體を保守して、人民を安泰よせんが爲めに、設立てさせ給ふ所なり。

○この人民として、よく國憲を奉體し、法律を遵守して、上は國體を鞏固し、下は民福を増進せん事を思ふべし。

○故に國民たる者は、常に國憲を重んじ、國法に遵ひて、國家よ盡すべき務めの第一と心得べし。

## 第二節

○我が國は、皇祖・皇宗これを開き給ひて、永く日嗣の御子に傳へ、以て萬民を撫育

せさせ給へり。これを撫育し給はんとは、との費元亦少ららず。國民たるもの、此の恩に報いて、租稅を奉らん事、誠に正理の道なり。

○朝廷の、百官あり、官衙ありて、其の費用あるは、一として此の民を安んじ、此の國を守るが爲めならざるはなし。國民たるもの、善く忠勇を勵まして、國家・盛恩の萬一に、報い奉るべし。これ我が國民の務めなり。

## 第三節

○我が日本國は、古より今に至るまで、外國の爲めに辱しめ侮られ一事なく、三千年の久しき、獨立して國威を東洋にふるへり。若し今日にも、外國より侵し侮り奉る者あらば、これを打ち破りて、勇武を示さん事、我々人民・當務の急なり。

○國民たるもののは、祖先以來、忠勇を以て、かくまでに、正しく此の國を守り來たれり。

これを傳へて猶ほ益盛んにするは、現今人民の務めなり。少壯の男子は、奮ひて兵役よ進み出で、國の爲めに身を致して、以て祖先・忠勇の遺風を彰し、子孫・萬代の鑑とすべし。國民たるもの、一日も此の大義を忘るべからず。

學小修身訓卷之四

高等科 終

明治二十五年三月五日印刷  
明治二十五年三月七日出版  
明治廿五年三月廿九日印刷改題再版  
版權

著者 有

東京府平民

內藤

恥叟

東京市小石川區金富町五十二番地

走償金十二錢

發行兼

東京府平民

小林

八郎

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

發賣所

集英堂本

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

賣捌所

各府縣下書肆



